

○令和5年度の国民年金保険料について

令和5年度（令和5年4月分～令和6年3月分）における国民年金保険料の月額額は16,520円です。なお、まとめて前払い（前納）すると、割引があります。

納付方法は口座振替、クレジットカード納付、金融機関・郵便局・コンビニ等の窓口で納付書による現金納付、Pay-easyによる電子納付、スマートフォンアプリ※1を使用した電子決済があります。

※1 対象決済アプリは、auPAY、d払い、PayB、PayPayです。

○国民年金付加保険料の納付について

国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の方など）と、65歳以上の方を除く任意加入被保険者は、令和5年度の定額保険料(月額16,520円)に付加保険料を上乗せして納付することで、将来受給する老齢基礎年金額を増やすことができます。

付加保険料の納付は、申出月分からの開始となります。

◆付加保険料(月額) 400円

◆付加年金額(年額) 200円×付加保険料納付月数

◆申し込み 国保年金課 年金係

国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納められません。

国民年金基金についてのお問い合わせは、全国国民年金基金（☎0120-65-4192）へ直接お願いします。

○令和5年度の年金額の改定について

令和5年4月分（6月15日支払分）の年金額は、法律の規定により、**3月分までの年金額に比べ、新規裁定者（67歳以下）は2.2%、既裁定者（68歳以上）は1.9%引き上げ**となります。

年金を受給されている方には、日本年金機構から、令和5年6月に年金が振り込まれる前に「年金額改定通知書」が届きます。

◆国民年金の年金額 改定前と改定後の比較

	令和4年4月分～ 令和5年3月分（年額）	令和5年4月分～（年額）	
		新規裁定者(67歳以下)※2	既裁定者(68歳以上)※3
老齢基礎年金 満額	777,800円	795,000円	792,600円
障害基礎年金 1級	972,250円	993,750円	990,750円
障害基礎年金 2級	777,800円	795,000円	792,600円
遺族基礎年金 基本	777,800円	795,000円	792,600円
子の加算	(第1子) 223,800円	(第1子) 228,700円	(第1子) 228,700円
	(第2子) 223,800円	(第2子) 228,700円	(第2子) 228,700円
	(第3子以降) 74,600円	(第3子以降) 76,200円	(第3子以降) 76,200円

※2 昭和31年4月2日以降に生まれた方 ※3 昭和31年4月1日以前に生まれた方